

府 食 第 104 号
令和 8 年 2 月 25 日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 8 年 2 月 19 日付け消食基第 91 号により内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の 32 品目のうち、2,4,5-T、カプタホール及びダミノジッド以外の 29 品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 29 品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該 29 品目が国内において農作物及び対象動物に使用されず、かつ当該 29 品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されないことに基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないようより厳しいリスク管理措置がとられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると

認められる。

また、2,4,5-T、カプタホール及びダミノジッドの3品目について、規格基準告示に定める食品中の残留基準を見直すことは、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として現行のリスク管理措置が継続されるものであることから、法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、当該32品目について、当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報を継続して収集し、当該情報や新たな科学的知見が認められた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたい。

1. DCIP
2. 2,4,5-T
3. アメトリン
4. イソフェンホス
5. イプロベンホス
6. エトフメセート
7. エトリジアゾール
8. オキサジキシル
9. オリザリン
10. カプタホール
11. カルプロパミド
12. キナルホス
13. クロルピリホス
14. ジクロフルアニド
15. シクロプロトリン
16. ジクロメジン
17. ジフェニル
18. シラフルオフエン
19. ダミノジッド
20. デメトン-S-メチル
21. ニコチン
22. ピラクロホス
23. フェノキシカルブ
24. ブタフェナシル
25. ブピリメート
26. フルアクリピリム
27. フルミクロラックペンチル
28. ブロモプロピレート
29. ベンダイオカルブ
30. ホメサフェン
31. メタベンズチアズロン
32. モノクロトホス